

令和7年度 特産品開発支援事業

～ 神戸町は特産品づくりを応援します！！～

【 目的 】

神戸町の地域資源を生かした特産品の開発・改良及び商品化に要する費用の一部を補助することにより、特産品の開発を促進し、地域産業の活性化を図ります。ふるさと納税の返礼品やごうどブランドとして認定できる商品を増やすことで町の魅力を発信します。

【 内容 】

補助対象者	町内に事業所を置く法人又は個人事業者
補助対象者の要件	① 事業を継続できると認められる事業実績又は見込があること ② 法人又は個人事業者及び団体の代表者に町税等の未納がないこと
補助対象事業	① 特産品の開発または既存の商品を改良し、新しく商品化する事業 ② 一定期間以上の販売が可能な特産品を開発する事業 ③ 特産品の販売を促進するための事業 ④ 前に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業
補助内容	① 令和8年3月31日までに事業が完了するもの ② 補助金額：補助対象経費の1/2（上限50万円） ※ 補助金の交付は1事業あたり1回限り
補助対象経費	① 特産品の開発、改良のために仕入れた材料費 ② 品質検査、栄養成分の分析等に対する経費 ③ 登録商標等に要する経費 ④ パッケージ、ラベル等の制作に係る経費 ⑤ 販売促進に係る広報等に要する経費
審査方法	書類審査、必要に応じて個別ヒアリング
募集期間	随時

※ 申請書などの必要書類は神戸町ホームページからダウンロード可

商品の開発・改

良に係る費用の



【問い合わせ先】

神戸町役場 まちづくり戦略課

〒 503-2392

神戸町大字神戸 1111 番地

【補助対象となるもの】

- ・ **原材料費** : 開発、改良に係る原材料の購入代金
(例) 試作品作成のために購入した材料の代金
通常の仕入れ分の一部を試作品に流用した場合は対象外(証明の添付が困難なため)
- ・ **謝金** : 技術指導者、専門家への謝金
(例) 技術指導者や講師への謝礼、専門家への相談料
- ・ **旅費** : 技術指導者及び講師等の旅費
(例) 技術指導者や講師等へ支払う旅費
- ・ **印刷製本費** : ポスター、チラシ、パンフレット、包装紙、成分表示等の印刷費
(例) 開発、改良した商品を掲載したポスター、チラシ、包装紙の印刷費(既存の増刷は対象外)
- ・ **広告宣伝費** : 広告料、折込料
(例) 開発、改良した商品を掲載したチラシなどの新聞折込
開発、改良した商品 PR のための広告料(既存商品のみの宣伝広告は対象外)
- ・ **手数料** : 品質検査、成分分析等手数料等
(例) 開発、改良した商品の品質検査や成分分析を行った時の手数料
- ・ **委託料** : パッケージやラベル等のデザイン委託料
(例) パッケージや包装紙、箱のデザインをデザイナーなどにお願した時の委託料
ただし、現在ある商品のパッケージのみのデザイン変更は対象外
- ・ **商標登録費** : 商標登録に係る費用
(例) 新商品、改良商品の商標登録費用
- ・ **複数の事業者による共同開発**
(例) 町内の複数の事業者によるコラボ商品の開発(町外の事業者との共同は対象外)

【補助対象とならないもの】

- ・ 流通性がないもの(相当数量の生産が見込めないもの)
(例) 家庭菜園で栽培した野菜など
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日までに販売が開始できないもの
- ・ 町内で生産、製造、加工が一切行われていないもの
- ・ 農産物の品種改良や生産に係る経費(苗木、種苗、肥料、農薬など栽培に関する費用)
ただし、直接店頭で販売することを目的として商品化した時は、商品化にかかった印刷、広告、パッケージ等の経費は対象
- ・ 店内で提供する料理品の開発費用
(例) 店内で飲食されるメニューの追加
- ・ 施設設備費等
(例) 生産施設や保管する倉庫等の整備費、設備投資費用
- ・ 人件費等
(例) 開発に関わった従業員の給料や賃金
- ・ 光熱水費等
(例) 事務所、事業所、倉庫、駐車場の電気、ガス、水道、電話代
- ・ 賃借料等
(例) 事務所、事業所、倉庫、駐車場の賃借料